

広島県告示第八十三号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成三十一年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	撤回年月日
荒瀬外科	三次市三次町一五七七番地一	平成三十一年一月二五日